

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="539 336 696 360">目 次</p> <p data-bbox="165 416 909 440">〔措置法第40条第1項関係〕 ～ 〔措置法第40条第3項関係〕 (省略)</p> <p data-bbox="165 496 595 520">〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕</p> <p data-bbox="159 536 277 560">24 (省略)</p> <p data-bbox="159 576 965 600"><u>24の2 (認定特定非営利活動法人等に係る認定又は特例認定が失効した場合)</u></p> <p data-bbox="165 655 909 679">〔措置法第40条第5項関係〕 ～ 〔措置法第40条第16項関係〕 (省略)</p>	<p data-bbox="1541 336 1697 360">目 次</p> <p data-bbox="1167 416 1910 440">〔措置法第40条第1項関係〕 ～ 〔措置法第40条第3項関係〕 (同左)</p> <p data-bbox="1167 496 1597 520">〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕</p> <p data-bbox="1160 536 1279 560">24 (同左)</p> <p data-bbox="1167 576 1249 600">(新 設)</p> <p data-bbox="1167 655 1910 679">〔措置法第40条第5項関係〕 ～ 〔措置法第40条第16項関係〕 (同左)</p>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">〔<u>措令第25条の17第1項</u>関係〕</p> <p>(贈与又は遺贈のあつた日)</p> <p>5 . . . . .</p> <p>(1)~(4) . . . . .</p> <p>(注) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項((定義))に規定する農地及び採草放牧地(以下「農地等」という。)の権利の移転に当たり同法第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第<u>7</u>号の規定による届出を要する農地等が公益法人等に贈与された場合又は公益法人等を設立するために生前に提供された場合で、上記(1)又は(2)に定める日において当該許可又は届出がなされていないときにおける当該農地等の「贈与のあつた日」は、当該農地等に係る当該許可又は届出のあつた日をいうものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">〔<u>措令第25条の17第5項第1号</u>関係〕</p> <p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>12 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>イ~リ . . . . .</p> <p>ヌ . . . . .</p> <p>(イ) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の3第1項第1号ホ及び第2号((社会医療法人の認定要件))に定める要件(この場合において、同号ロの判定に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。)</p> <p>(ロ) . . . . .</p> <p>(ハ) <u>措令第39条の25第1項第1号</u>((特定の医療法人の法人税率の特例))に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準</p> <p>(2)~(4) . . . . .</p>	<p style="text-align: center;">〔<u>措令第25条の17第1項</u>関係〕</p> <p>(贈与又は遺贈のあつた日)</p> <p>5 . . . . .</p> <p>(1)~(4) . . . . .</p> <p>(注) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項((定義))に規定する農地及び採草放牧地(以下「農地等」という。)の権利の移転に当たり同法第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第<u>6</u>号の規定による届出を要する農地等が公益法人等に贈与された場合又は公益法人等を設立するために生前に提供された場合で、上記(1)又は(2)に定める日において当該許可又は届出がなされていないときにおける当該農地等の「贈与のあつた日」は、当該農地等に係る当該許可又は届出のあつた日をいうものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">〔<u>措令第25条の17第5項第1号</u>関係〕</p> <p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>12 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>イ~リ . . . . .</p> <p>ヌ . . . . .</p> <p>(イ) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の3第1項第1号ホ及び第2号((社会医療法人の認定要件))に定める要件(この場合において、同号<u>イ</u>の判定に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。)</p> <p>(ロ) . . . . .</p> <p>(ハ) <u>措令第39条の25第1項第1号</u>((<u>法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等</u>))に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準</p> <p>(2)~(4) . . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕	〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕
(その運営組織が適正であるかどうかの判定)	(その運営組織が適正であるかどうかの判定)
18 . . . . .	18 . . . . .
(1) . . . . .	(1) . . . . .
イ～ハ . . . . .	イ～ハ . . . . .
ニ . . . . .	ニ . . . . .
(イ) . . . . .	(イ) . . . . .
(ロ) . . . . .	(ロ) . . . . .
A～I . . . . .	A～I . . . . .
(注)1 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定が定款などに定められていなければならないことに留意する。	(注)1 上記のほか、措令第25条の17第5項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定が定款などに定められていなければならないことに留意する。
2 . . . . .	2 . . . . .
(注) . . . . .	(注) . . . . .
(2)～(3) . . . . .	(2)～(3) . . . . .
〔措令第25条の17第7項関係〕	〔措令第25条の17第7項関係〕
(関係大臣が財務大臣と協議して定める方法)	(関係大臣が財務大臣と協議して定める方法)
20の3 措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)及びホに規定する関係大臣が財務大臣と協議して定める方法とは、平成30年3月31日付内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号(以下「告示」という。)に定める次に掲げる要件を満たすことにつき、国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人等(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人」という。))及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下「特例認定特定非営利活動法人」という。)をいう。以下同じ。)の所轄庁の証明(以下27の2までにおいて「所轄庁証明」という。)を受けた基金(以下「基金」という。)に組み入れる方法であることに留意する。	20の3 措令第25条の17第7項第2号イ及びロ(2)に規定する関係大臣が財務大臣と協議して定める方法とは、平成30年3月31日付内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号(以下「告示」という。)に定める次に掲げる要件を満たすことにつき、国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人の所轄庁の証明(以下27の2までにおいて「所轄庁証明」という。)を受けた基金(以下「基金」という。)に組み入れる方法であることに留意する。
(1)～(5) . . . . .	(1)～(5) . . . . .
(所轄庁証明を受ける時期)	(所轄庁証明を受ける時期)
20の4 国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人等	20の4 国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人が、措令第25条の17第1項の申

改正後	改正前
<p>が、措令第25条の17第1項の申請書の提出期限において所轄庁証明について申請中の場合など、当該提出期限までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第7項の規定の適用がないことに留意する。</p>	<p>請書の提出期限において所轄庁証明について申請中の場合など、当該提出期限までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第7項の規定の適用がないことに留意する。</p>
<p>(基金又は基本金に組み入れた財産の譲渡等)</p>	<p>(基金又は基本金に組み入れた財産の譲渡等)</p>
<p>21 措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、<u>ハ</u>、<u>ニ</u>又は<u>ホ</u>かっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつた場合」とは、措規第18条の19第5項各号に規定する公益法人等の合議制の機関又は理事会が贈与又は遺贈を受けた財産を基金又は基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、<u>ハ</u>、<u>ニ</u>又は<u>ホ</u>に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。</p>	<p>21 措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、<u>ハ</u>又は<u>ニ</u>かっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつた場合」とは、措規第18条の19第5項各号に規定する公益法人等の合議制の機関又は理事会が贈与又は遺贈を受けた財産を基金又は基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、<u>ハ</u>又は<u>ニ</u>に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。</p>
<p>[措置法第40条第2項関係]</p>	<p>[措置法第40条第2項関係]</p>
<p>(2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定)</p>	<p>(2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定)</p>
<p>23 措置法第40条第2項に規定する財産等(措令第25条の17第3項第6号に規定する特定管理方法(以下「特定管理方法」という。))により管理されているものを除く。以下この項において同じ。)が贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間(当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第4項で定める事情があるときは、・・・・・・・・)</p>	<p>23 措置法第40条第2項に規定する財産等(措令第25条の17第3項第6号に規定する特定管理方法により管理されているものを除く。以下この項において同じ。)が贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間(当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第4項で定める事情があるときは、・・・・・・・・)</p>
<p>[措置法第40条第2項及び第3項共通関係]</p>	<p>[措置法第40条第2項及び第3項共通関係]</p>
<p>(認定特定非営利活動法人等に係る認定又は特例認定が失効した場合)</p>	<p>(新設)</p>
<p>24の2 措令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与若しくは遺贈に係る財産又は措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産(当該財産又は特定買換資産の代替資産を含む。以下この項において同じ。)を特定管理方法により管理する認定特定非営利活動法人等が、例えば、次の(1)又は(2)に該当する場合には、当該財産又は特定買換資産は特定管理方法により管理されているものには該当しないものとして、措令第25条の17第10項、第13項又は第14項の規定を適用することに留意する。</p>	
<p>(1) 認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第51条第2項((認定の有効期間及びその更新))の規定に基づく認定の有効期間(同条第1項に規定する有効期間をいう。)の更新を受けなかった場合</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>特例認定特定非営利活動法人が同法第58条第1項((特例認定))の特例認定に係る同法第60条((特例認定の有効期間))の有効期間の経過後において、同法第44条第1項((認定))の認定を受けていない場合</u></p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第5項関係〕</p> <p>(買換資産及び特定買換資産の範囲)</p> <p>27 措置法第40条第5項第1号に規定する買換資産(以下「買換資産」という。)及び同項第2号に規定する特定買換資産(以下「特定買換資産」という。)の範囲から、<u>措令第25条の17第2項に規定する「国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物」が除かれることに留意する。</u></p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>27の2 国立大学法人等、<u>公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人等</u>が、措置法第40条第3項の贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡の日の前日において所轄庁証明について申請中の場合など、当該財産の譲渡の日の前日までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第5項第2号の規定の適用がないことに留意する。</p>	<p style="text-align: center;">〔措置法第40条第5項関係〕</p> <p>(買換資産及び特定買換資産の範囲)</p> <p>27 措置法第40条第5項第1号に規定する買換資産及び同項第2号に規定する特定買換資産の範囲から、措令第25条の17第2項に規定する「国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物」が除かれることに留意する。</p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>27の2 国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人が、措置法第40条第3項の贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡の日の前日において所轄庁証明について申請中の場合など、当該財産の譲渡の日の前日までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第5項第2号の規定の適用がないことに留意する。</p>